

●香川県告示第192号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設部建設課において令和4年6月24日から10年間閲覧に供する。

令和4年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和4年6月15日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県観音寺市風瀬町1番、2番及び4番並びに同市観音寺町字見卓甲4125番の地先公有水面

(2) 区域

第2工区

次の各地点のうち、①の地点から⑤の地点を順次に結んだ線、⑤の地点から⑰の地点を結んだ線、⑰の地点から⑲の地点を順次に結んだ線、⑲の地点から⑳の地点を順次に結んだ線、㉑の地点から㉒の地点を順次に結んだ線、㉒の地点から⑱の地点を結んだ線、⑱の地点から⑮の地点を順次に結んだ線、⑮の地点から⑪の地点を順次に結んだ線、及び①の地点と⑪の地点を結ぶ令和2年1月21日付け元港湾第60676号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 4.30メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点	三等三角点柞田（北緯34度06分29.430秒、東経133度39分38.531秒）から283度56分50秒、2,578.82メートルの地点
②の地点	①の地点から203度46分59秒、0.94メートルの地点
③の地点	②の地点から294度26分25秒、240.00メートルの地点
④の地点	③の地点から24度27分06秒、7.90メートルの地点
⑤の地点	④の地点から294度24分59秒、100.64メートルの地点
⑰の地点	⑤の地点から24度22分16秒、1.95メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から354度28分50秒、60.36メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から13度30分42秒、16.50メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から93度58分49秒、50.25メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から84度27分01秒、59.58メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から39度27分02秒、19.09メートルの地点
⑱の地点	㉒の地点から84度26分40秒、2.50メートルの地点
⑮の地点	⑱の地点から174度26分56秒、30.00メートルの地点
⑭の地点	⑮の地点から84度27分01秒、141.00メートルの地点
⑬の地点	⑭の地点から129度27分02秒、19.09メートルの地点
⑫の地点	⑬の地点から174度27分01秒、207.35メートルの地点

⑪の地点 | ⑫の地点から114度27分05秒、6.43メートルの地点

(3) 面積

第2工区 42,846.80平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年12月9日

(2) 免許番号

11港A第55号